

社会福祉施設等に係る消費者事故等の主な公表事例

| No. | 事業名 | 消費者事故等の公表事例（消費者庁） | 区分 |
|-----|---------------------|--|------------|
| 1 | 認可保育所 | 保育施設において、 <u>幼児が園庭に放置されていた箱</u> に入って、滑り台を滑ったところ、着地時に転倒し、左肘骨折等の重傷。 | 重大事故 |
| 2 | 認可保育所 | 保育施設において、写真撮影中の <u>職員が持っていたタブレット端末</u> が <u>幼児の目に当たり</u> 、 <u>眼を負傷</u> 。 | 重大事故以外 |
| 3 | 幼稚園 | 保育施設において、滑り台の下を通り抜けて遊んでいたところ、 <u>当該滑り台の裏側の補修していない突起部分</u> に頭をぶつけ、 <u>9針を縫う怪我を負った</u> 。 | 重大事故 |
| 4 | 幼稚園 | 保育施設の園庭において、職員1名で異年齢クラスの園児と一緒に遊ばせていたところ、 <u>対象年齢に合っていない遊具</u> で遊んでいた幼児が当該遊具から落ち、顔を負傷。 | 重大事故以外 |
| 5 | 幼保連携型認定こども園 | 保育施設において、 <u>職員がそばを離れた際</u> に、椅子に座っていた幼児が、当該椅子で右手親指を挟んだ状態で転倒し、右母指末節骨骨折の重傷。 | 重大事故 |
| 6 | 幼保連携型認定こども園 | 保育施設において、 <u>片付け忘れたボール</u> で遊んでいた幼児が転倒し、脛骨を骨折。 | 重大事故以外 |
| 7 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 介護施設において、職員が <u>離床センサーの設定を行っていなかったため</u> 、利用者の離床に気づかないまま、当該利用者が付添い介助なく、単独で移動しようとして転倒し、右上腕肩骨折の重傷。 | 重大事故 |
| 8 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 介護施設において、入浴後の移乗介助の際、 <u>利用者の左足指がストレッチャーの手すりに引っ掛かり</u> 、裂傷。 | 重大事故以外 |
| 9 | 通所介護（デイサービス） | 介護事業所において、職員が利用者を送迎中、 <u>送迎車が十字路で一時停止を怠ったため</u> 、左側から走行してきた車両と接触し、当該利用者が肋骨骨折の重傷。 | 重大事故 |
| 10 | 通所介護（デイサービス） | 介護施設への送迎車両において、 <u>利用者が乗車中であることに気づかないまま</u> 、運転手がドアを閉めようとしたため、当該利用者の腕が挟まれ、裂傷。 | 重大事故以外 |
| 11 | 訪問介護（ホームヘルプ） | 訪問介護において、入浴介助中に職員が <u>目を離した際</u> に、利用者がストレッチャーから転落し、病院に救急搬送したが、骨盤骨折による出血により死亡。 | 重大事故 |
| 12 | 訪問介護（ホームヘルプ） | 訪問介護において、移動介助の際、 <u>職員が手を離したため</u> 、利用者が転倒し、頸椎を骨折。 | 重大事故以外 |
| 13 | 障害福祉サービス事業所 | 障害者支援施設において、夜間定期巡回後、利用者が <u>未施錠の箇所から施設を抜け出した後</u> 、行方不明となり、後日、遺体で発見された。 | 重大事故 |
| 14 | 障害福祉サービス事業所 | 障害者支援施設において、 <u>職員が氏名を確認せず</u> に他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が薬を誤服用。 | 重大事故以外（事態） |
| 15 | 障害福祉施設 | 障害福祉施設において、ベッドへの移乗介助の際に、 <u>職員が利用者のそばを離れたところ</u> 、ベッドから転落し、左拇趾基節骨骨折等の重傷。 | 重大事故 |
| 16 | 障害福祉施設 | 障害福祉施設において、 <u>職員がベッドの柵を上げ忘れたため</u> 、寝返りを打った利用者が転落し、頭頂部裂傷の軽傷。 | 重大事故以外 |

（注1）消費者事故等の公表事例は、消費者庁で公表を行った代表的な事例を抽出したものである。

（注2）下線は役務サービス（消費者事故等）の問題を指す。